

昭和四十二年政令第二百九十二号

住民基本台帳法施行令

内閣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条）
第二章 住民基本台帳（第一条―第十七条の二）

第三章 戸籍の附票（第十八条―第二十一条）

第四章 届出（第二十二条―第三十条）

第五章 本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の二―第三十条の十二）

第六章 氏に変更があつた者に関する特例（第三十条の十三―第三十条の十四）

第七章 外国人住民に関する特例（第三十条の十五―第三十条の二十一）

第八章 雑則（第三十一条―第三十五条）

附則
第一章 総則（定義）

第一条 この政令において、「個人番号」、「国民健康保険の被保険者」、「後期高齢者医療の被保険者」、「介護保険の被保険者」、「国民年金の被保険者」、「児童手当の支給を受けている者」、「住民票コード」、「除票」、「転出」、「戸籍の附票の除票」、「転入」、「転居」又は「外国人住民」とは、それぞれ住民基本台帳法（以下「法」という。）第七条第八号の二、第十号から第十一号の二まで若しくは第十三号、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項、第二十一条の三第二項、第二十一条の三第三項又は第三十条の四十五に規定する個人番号、国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者、児童手当の支給を受けている者、住民票コード、除票、転出、戸籍の附票の除票、転入、転居又は外国人住民をいう。

第二章 住民基本台帳
（住民票を磁気ディスクをもつて調製する場合の方法及び基準）

第二条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、法第六条第三項の規定により住民票を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する場合には、電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）

（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。以下同じ。）の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（国民健康保険の被保険者の資格に関する住民票の記載事項）

第三条 法第七条第十号に規定する国民健康保険の被保険者の資格に関する事項で政令で定めるものは、その資格を取得し、又は喪失した年月日とする。

（後期高齢者医療の被保険者の資格に関する住民票の記載事項）

第三条の二 法第七条第十号の二に規定する後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項で政令で定めるものは、その資格を取得し、又は喪失した年月日とする。

（介護保険の被保険者の資格に関する住民票の記載事項）

第三条の三 法第七条第十号の三に規定する介護保険の被保険者の資格に関する事項で政令で定めるものは、介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなつた年月日とする。

（国民年金の被保険者の範囲に関する法令の規定）

第四条 法第七条第十一号に規定する政令で定める法令の規定は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）附則第五条の規定とする。

（国民年金の被保険者の資格に関する住民票の記載事項）

第五条 法第七条第十一号に規定する国民年金の被保険者の資格に関する事項で政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
一 国民年金の被保険者となり、又は国民年金の被保険者でなくなつた年月日
二 国民年金の被保険者の種別（国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者又は前条に規定する法令の規定による国民年金の被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。）及びその変更があつた年月日
三 基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）
（児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する住民票の記載事項）

第六条 法第七条第十一号の二に規定する児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する事項で政令で定めるものは、児童手当の支給が始まり、又は終わつた年月とする。

（法第七条第十四号の政令で定める事項）

第六条の二 法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が住民に関する事務を管理し及び執行するために住民票に記載することが必要であると認めるものとする。

（住民票の記載）

第七条 市町村長は、新たに市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を定めた者その他新たにその市町村の住民基本台帳に記載されるべき者があるときは、次項に定める場合を除き、その者の住民票を作成しなければならぬ。

（住民票の記載）

第八条 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記載されている者が転出をし、又は死亡したときその他その者についてその市町村の住民基本台帳の記録から除くべき事由が生じたときは、その者の住民票（その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票の全部又は一部）を削除しなければならぬ。

（住民票の削除）

第八条の二 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記載されている日本の国籍を有しない者が日本の国籍の取得をしたときは、その者の法第七条各号に掲げる事項を記載した住民票（次項において「日本人住民」としての住民票」という。）を作成し、又はその属する世帯の住民票にその者に関する同条各号に掲げる事項の記載をするのと同時に、その者の法第三十条の四十五の規定により記載をするものとされる事項を記載した住民票（次項において「外国人住民」としての住民票」という。）（その者が属する世帯に

ついて世帯を単位とする住民票が作成されている場合にあっては、その住民票の全部又は一部）の削除をしなければならない。

2 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記載されている日本の国籍を有する者が日本の国籍を失つたときは、その者の外国人住民としての住民票を作成し、又はその属する世帯の住民票にその者に関する法第三十条の四十五の規定により記載をするものとされる事項の記載をするのと同時に、その者の日本人住民としての住民票（その者が属する世帯について世帯を単位とする住民票の全部又は一部）の削除をしなければならない。

（住民票の記載の修正）

第九条 市町村長は、住民票に記載されている事項（住民票コードを除く。）に変更があつたときは、その住民票の記載の修正をしなければならない。

（転居又は世帯変更による住民票の記載及び消除）

第十条 市町村長は、転居をし、又はその市町村の区域内においてその属する世帯を変更した者がある場合において、前条の規定によるほか必要があるときは、その者の住民票を作成し、又はその属することとなつた世帯の住民票にその者に関する記載をするのと同時に、その者の住民票（その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票が作成されていた場合にあっては、その住民票の全部又は一部）の削除をしなければならない。

（届出に基づく住民票の記載等）

第十一条 市町村長は、法第四章又は第四章の三の規定による届出があつたときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、第七条から前条までの規定による住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）を行わなければならない。

（職権による住民票の記載等）

第十二条 市町村長は、法第四章又は第四章の三の規定による届出に基づき住民票の記載等をするべき場合において、当該届出がないことを知つたときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第七条から第十条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。

2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定により住民票の記載等

をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしななければならない。

一 戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九條第二項の規定による通知を受けたとき。

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十四條の第二項第三号及び第二項第三号において「番号利用法」という。第七條第一項又は第二項の規定による個人番号の指定をしたとき。

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九條第一項又は第九項の規定による届出を受理したとき（同條第十四項の規定により届出があつたときとみなされるものを除く。）その他国民健康保険の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。

三の二 後期高齢者医療の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。
三の三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第三條第一項本文の規定による届出を受理したとき（同條第五項の規定により届出があつたものとみなされるものを除く。）その他介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなつた事実を確認したとき。

四 国民年金法第十二條第一項若しくは第二項又は第五條第四項の規定による届出を受理したとき（同法第十二條第三項の規定により届出があつたものとみなされるものを除く。）国民年金の被保険者の資格に関する処分があつたときその他国民年金の被保険者となり、若しくは国民年金の被保険者でなくなつた事実又は国民年金の被保険者の種別の変更に関する事実を確認したとき。

五 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條の規定による認定をしたとき、又は児童手当を支給すべき事由の消滅に関する事実を確認したとき。

六 次に掲げる不服申立てについての裁決若しくは決定その他決定又は訴訟の判決の内容が住民基本台帳の記録と異なるとき。
イ 法の規定により市町村長がした処分に係る審査請求についての裁決又は当該処分に係る訴訟の確定判決

ロ 法第三十三條第二項の規定による住民の住所の認定に関する決定又は同條第四項の規定による訴訟の確定判決

ハ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四條第二項の規定による異議の申出についての決定又は同法第二十五條の規定による訴訟の確定判決

ニ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九條に規定する審査請求についての裁決又は同條の処分についての訴訟の確定判決

ホ 国民健康保険法第九十一條第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ヘ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二百二十八條第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ト 介護保険法第八十三條第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

チ 国民年金法第九十一條第一項の規定による審査請求についての決定若しくは再審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

七 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和二十七年法律第九十九号）第三條第一項及び第二項若しくは第四條の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があつたとき。

三 市町村長は、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記（住民票コードに係る誤記を除く。）若しくは記載漏れ（住民票コードに係る記載漏れを除く。）があることを知つたときは、当該事実を確認し、職権で住民票の記載等をしななければならない。

四 市町村長は、第一項の規定により住民票の記載等をしたときは、その旨を当該記載等に係る者に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知することが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

第十三條 市町村長は、住民票を削除したときは、その事由（転出の場合にあつては、転出により削除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（法第二十四條の二第一項に規定する転出届（以下「転出届」という。）に基づき住民票を削除した場合にあつては、転出の予定年月日）をその削除した住民票に記載（法第十五條の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する削除した住民票にあつては、記録。次項及び第十七條第一号において同じ。）をしなければならない。

第十四條 市町村長は、法第十一條第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しを作成するとともに、その内容に変更を生じたときは、市町村長の定めるところにより、これを速やかに複製し、又は修正しなければならない。

より削除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（法第二十四條の二第一項に規定する転出届（以下「転出届」という。）に基づき住民票を削除した場合にあつては、転出の予定年月日）をその削除した住民票に記載（法第十五條の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する削除した住民票にあつては、記録。次項及び第十七條第一号において同じ。）をしなければならない。

二 法第九條第一項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る削除した住民票に転出をした旨の記載をするともに、前項の規定により当該通知に係る住民票に記載された転出先の住所と異なるときは、当該転出先の住所を訂正しなければならない。

三 法第九條第一項の規定による通知を受けた市町村長は、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

四 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

第十三條の二 市町村長は、住民票を複製する場合に、当該住民票の削除前又は修正前の記載の移記を省略することができる。

二 市町村長は、住民票を複製したときは、その旨及びその年月日をその複製前の住民票に記載（法第十五條の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する複製前の住民票にあつては、記録）をしなければならない。

第十四條 市町村長は、法第十一條第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しを作成するとともに、その内容に変更を生じたときは、市町村長の定めるところにより、これを速やかに複製し、又は修正しなければならない。

第十五條 市町村長は、法第十二條第一項、第十二條の二第一項又は第十二條の三第一項若しくは第三項の規定により住民票の写し（法第六條第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を複製している市町村にあつては、当該住民票に記載されている事項を記載した書類。以下第十五條の四までにおいて同じ。）を交付する

場合には、当該住民票の写しの末尾に原本と相違ない旨を記載しなければならない。

第十五條の二 法第十二條の三第四項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 弁護士（弁護士法人を含む。）にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（弁護士法人については、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十條の六第一項各号に規定する代理業務を除く。）

二 司法書士（司法書士法人を含む。）にあつては、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三條第一項第三号及び第六号から第八号までに規定する代理業務（同項第七号及び第八号に規定する相談業務並びに司法書士法人については同項第六号に規定する代理業務を除く。）

三 土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）にあつては、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三條第一項第二号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第四号及び第七号に規定する代理業務

四 税理士（税理士法人を含む。）にあつては、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二條第一項第一号に規定する不服申立て及びこれに関する主張又は陳述についての代理業務

五 社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）にあつては、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二條第一項第一号の三に規定する審査請求及び再審査請求並びにこれに係る行政機関等の調査又は処分に関し当該行政機関等に対する主張又は陳述についての代理業務並びに同項第一号の四から第一号の六までに規定する代理業務（同條第三項第一号に規定する相談業務を除く。）

六 弁理士（特許業務法人を含む。）にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四條第一項に規定する特許庁における手続（不服申立てに限る。）、審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同條第

二項第一号に規定する税関長又は財務大臣に
対する手続（不服申立てに限る。）について
の代理業務、同項第二号に規定する代理業
務、同法第六条に規定する訴訟の手続につ
いての代理業務並びに同法第六条の二第一項に
規定する特定侵害訴訟の手続についての代理
業務（特許業務法人については、同法第六
に規定する訴訟の手続についての代理業務及
び同法第六条の二第一項に規定する特定侵害
訴訟の手続についての代理業務を除く。）
（法第十二条の四第二項及び第三項に規定する
住民票の写しの交付の際の通知事項）

第十五条の三 法第十二条の四第二項に規定する
政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十二条の四第一項の請求があつた旨
- 二 法第十二条の四第一項の請求をした者（次
号において「請求者」という。）の氏名及び
その者に係る住民票に記載された住民票コー
ド
- 三 請求者及び請求者と同一の世帯に属する者
のうち、法第十二条の四第一項の請求に係る
住民票の写しに記載する者
- 四 法第七条第四号、第八号の二又は第十三号
に掲げる事項の記載の請求の有無

2 法第十二条の四第三項に規定する政令で定め
る事項は、住民票に記載されている法第七条第
一号から第三号まで及び第六号から第八号まで
に掲げる事項（同条第四号、第八号の二又は第
十三号に掲げる事項の記載の請求があつた場合
にあつては、当該請求があつた事項を含む。）
とする。

（法第十二条の四第一項の規定による住民票の
写しの交付）

第十五条の四 交付地市町村長（法第十二条の四
第二項に規定する交付地市町村長をいう。次項
において同じ。）は、同条第四項の規定により
住民票の写しを作成する場合には、同条第三項
の規定による通知に基づかなければならない。

2 交付地市町村長は、前項の規定により作成し
た住民票の写しの末尾に、法第十二条の四第一
項に規定する住所地市町村長から当該請求に係
る住民票に記載されている事項が同条第三項の
規定により通知され、当該住民票の写しが当該
通知に基づき作成されたものである旨を記載し
なければならぬ。

（住民票の再製）

第十六条 市町村長は、住民票が滅失したとき
は、直ちに、職権で、これを再製しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により住民票を再製
したときは、直ちにその旨を告示するととも
に、その告示をした日から十五日間当該住民票
（法第六条第三項の規定により磁気ディスクを
もつて住民票を調製している市町村にあつて
は、当該住民票に記載されている事項を記載し
た書類）を関係者の縦覧に供さなければならぬ。

（法第十五条の四第二項及び第三項に規定する
政令で定める事項）

第十七条 法第十五条の四第二項及び第三項に規
定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる
同条第二項の請求又は同条第三項若しくは第四
項の申出に係る除票の区分に応じ、当該各号に
定める事項とする。

- 一 消除した住民票 当該消除した住民票に係
る住民票を消除した事由（転出の場合にあつ
ては、転出により消除した旨、転出先の住所
及び当該消除した住民票に転出をした旨の記
載がされているときは転出をした旨）及びそ
の事由の生じた年月日（転出届に基づき住民
票を消除した場合にあつては、転出の予定年
月日）
- 二 改製前の住民票 当該改製前の住民票に係
る住民票を改製した旨及びその年月日
（住民票に関する規定の準用）

第二十一条 第十五条の二の規定は、法第二十
条の四第五項において準用する法第十二条の三
第四項第五号に規定する政令で定める業務につ
いて準用する。

2 第二条、第十五条及び第十六条の規定は、除
票について準用する。この場合において、次
の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み
替へるものとする。

第十五条の二第一項、第十 五条の二第一項又は第三 項若しくは第二項	第十二条の三第一項若し くは第二項	住民票の写し	住民票の写し
第十六条第三項	第十五条の二第二 項	除票の写し	除票の写し

第二章 戸籍の附票

第十八条 市町村長は、新たに戸籍が編製された
ときは、その戸籍の附票を作成しなければなら
ない。

2 市町村長は、一の戸籍の附票を作成した後に
その戸籍に入った者があるときは、その戸籍の
附票にその者に関する記載（法第十六条第二
項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸
籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）をし
なければならぬ。

第十九条 市町村長は、一の戸籍にある者の全部
又は一部がその戸籍から除かれたときは、その
戸籍の附票の全部又は一部を消除しなければな
らぬ。

（戸籍の附票の修正）

第二十条 市町村長は、戸籍の附票に記載をした
事項に変更があつたとき、又は戸籍の附票に誤
記若しくは記載漏れがあつたときは、その記載
の修正をしなければならない。

（住民票に関する規定の準用）

第二十一条 第十五条の二の規定は、法第二十
条の四第五項及び第二十一条の三第五項におい
て準用する法第十二条の三第四項第五号に規
定する政令で定める業務について準用する。

2 第二条、第十三条第一項、第十三条の二、第
十五条及び第十六条の規定は、戸籍の附票につ
いて準用する。この場合において、次の表の上
欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、
それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へる
ものとする。

第十三条の二第一項、第十 五条の二第一項又は第三 項若しくは第二項	第十二条の三第一項若し くは第二項	住民票の写し	住民票の写し
第十六条第三項	第十五条の二第二 項	除票の写し	除票の写し

した場合にあつては、
転出の予定年月日）
消除した住民票
票

消除した戸籍の附
票

記載（法第十六条
第二項の規定によ
り磁気ディスクを
もつて調製する戸
籍の附票にあつて
は、記録）

改製前の戸籍の附
票

改製前の住民票

第二十一条第二項

第二十一条第二項

第二十一条第二項

第二十一条第二項

第二十一条第二項

第二十一条第二項

第二十一条第二項

第二十一条第二項

第二十一条第二項

第二十一条第二項

第二十一条第二項	第二十一条第二項	戸籍の附票の除票の 写し	戸籍の附票の除票の 写し
第二十一条第二項	第二十一条第二項	住民票の写し	住民票の写し
第二十一条第二項	第二十一条第二項	住民票の写し	住民票の写し

した場合にあつては、
転出の予定年月日）
消除した住民票
票

消除した戸籍の附
票

記載（法第十六条
第二項の規定によ
り磁気ディスクを
もつて調製する戸
籍の附票にあつて
は、記録）

改製前の戸籍の附
票

改製前の住民票

第二十一条第二項

第二十一条第二項

第二十一条第二項

第二十一条第二項

第二十一条第二項

第二十一条第二項

第二十一条第二項

第二十一条第二項

第二十一条第二項

第二十一条第二項

第二十一条第二項	第二十一条第二項	戸籍の附票の除票の 写し	戸籍の附票の除票の 写し
第二十一条第二項	第二十一条第二項	住民票の写し	住民票の写し
第二十一条第二項	第二十一条第二項	住民票の写し	住民票の写し

第四章 届出

(転入届に当たり特別の事項を届け出なければならぬ者等)

第二十二條 法第二十二條第一項第七号に規定する政令で定める者はいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないことその他やむを得ない理由により同条第二項の文書を提出することができない者とし、同号に規定する政令で定める事項は出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示とする。

(転出証明書)

第二十三條 法第二十二條第二項に規定する住所の異動に関する文書で政令で定めるものは、前住所地の市町村長が作成する転出の証明書(以下「転出証明書」という。)とする。

2 転出証明書には、法第七條第一号から第五号まで、第八号の二及び第十三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 住所
- 二 転出先及び転出の予定年月日
- 三 国民健康保険の被保険者である者については、その旨
- 三の二 後期高齢者医療の被保険者である者については、その旨
- 三の三 介護保険の被保険者である者については、その旨
- 四 国民年金の被保険者である者については、国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号
- 五 児童手当の支給を受けている者については、その旨

(転出証明書の交付等)

第二十四條 市町村長は、転出届があつたとき(法第二十四條の二第一項本文若しくは同条第二項本文の規定の適用を受けるとき又は国外に転出をするときを除く。)は、転出証明書を交付しなければならない。

2 転出証明書の交付を受けた者は、転出証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その再交付を受けることができる。

(最初の転入届等において特例の適用を受けることができない場合)

第二十四條の二 法第二十四條の二第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 転出届をした者が、当該転出届がされてから最初の転入届(法第二十四條の二第一項に

規定する最初の転入届をいう。以下同じ。)がされるまでの間において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合

二 転出届をした者が、当該転出届により届けた転出の予定年月日から三十日を経過した日又は転入をした日から十四日を経過した日のいずれか早い日以後に、最初の転入届をする場合

三 最初の転入届の際に、番号利用法第十七條第二項の規定による個人番号カード(番号利用法第二條第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の提出がされなかつた場合

2 法第二十四條の二第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 転出届をした世帯員(法第二十四條の二第二項に規定する世帯員をいう。以下この項において同じ。)が、当該転出届がされてから最初の世帯員に関する転入届(同条第二項に規定する最初の世帯員に関する転入届をいう。以下同じ。)がされるまでの間において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合
- 二 転出届をした世帯員が属する世帯の世帯主が、当該転出届により届けた転出の予定年月日から三十日を経過した日又は転入をした日から十四日を経過した日のいずれか早い日以後に、最初の世帯員に関する転入届をする場合
- 三 最初の世帯員に関する転入届の際に、転出届をした世帯員が属する世帯の世帯主について番号利用法第十七條第二項の規定による個人番号カードの提出がされなかつた場合

第二十四條の三 法第二十四條の二第四項に規定する政令で定める事項は、法第七條第一号から第五号まで、第八号の二及び第十三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 転出前の住所
- 二 転出先及び転出の予定年月日
- 三 国民健康保険の被保険者である者については、その旨
- 三の二 後期高齢者医療の被保険者である者については、その旨
- 四 介護保険の被保険者である者については、その旨その他総務省令で定める事項

五 国民年金の被保険者である者については、国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

六 児童手当の支給を受けている者については、その旨

七 個人番号カードの交付を受けている者については、当該個人番号カードの発行の日及び有効期間が満了する日その他個人番号カードの管理のために必要な事項として総務省令で定めるもの

(世帯変更届を要しない者)

第二十五條 法第二十五條に規定する政令で定める者は、世帯主以外のその世帯に属する者が一人になつた場合におけるその者とする。

(届出の方式)

第二十六條 法第四章又は第四章の三の規定による届出は、現に届出の任に当たつてゐる者の住所及び届出の年月日が記載され、並びに当該届出の任に当たつてゐる者が署名した書面で行なければならない。

(国民健康保険の被保険者である者に係る付記事項)

第二十七條 法第二十八條に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 法第二十二條の規定による届出(以下「転入届」という。)(第三号に掲げる届出を除く。)、法第三十條の四十六の規定による届出及び法第三十條の四十七の規定による届出(第四号に掲げる届出を除く。)
- 次に掲げる事項
 - イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した旨
 - ロ 職業

ハ その者が属することとなつた世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証(国民健康保険法第九條第二項の被保険者証をいう。以下この条及び第三十條において同じ。)又は国民健康保険の被保険者資格証明書(同法第九條第六項の被保険者資格証明書をいう。以下この条及び第三十條において同じ。)のいずれかが交付されているときは、その世帯に属する被保険者のうちいずれかの者に係る被保険者記号・番号(同法第十一條の二第一項に規定する被保険者記号・番号をいう。以下この条において同

じ。)、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されているときは、その旨及びその世帯に属する被保険者のうちいずれかの者に係る国民健康保険の被保険者証に記載された被保険者記号・番号

二 法第二十三條の規定による届出(以下この章及び第三十條の十九において「転居届」という。)、転出届及び法第二十五條の規定による届出(次条第二号及び第二十七條の三第二号において「世帯変更届」という。)

その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されている場合には、その者に係る被保険者記号・番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されている場合には、その旨及びその者に係る国民健康保険の被保険者証に記載された被保険者記号・番号

三 転入届(一の都道府県の区域内において住所を変更することに係るものに限る。)

次に掲げる事項

- イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日
- ロ その者が属することとなつた世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されているときは、その旨及びその世帯に属する被保険者のうちいずれかの者に係る国民健康保険の被保険者証に記載された被保険者記号・番号

四 法第三十條の四十七の規定による届出(当該届出をする者が中長期在留者等(法第三十條の四十六に規定する中長期在留者等をいう。次条から第二十八條までにおいて同じ。))となる前から引き続き国民健康保険の被保険者の資格を有する場合に限る。)

次に掲げる事項

イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日

ロ その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書が交付されている場合には、その者に係る被保険者記号・番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されている場合には、その旨及びその者に係る国民健康保険の被保険者証に記載された被保険者記号・番号(後期高齢者医療の被保険者である者に係る付記事項)

第二十七條の二 法第二十八條の二に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 転入届(一の都道府県の区域内において住所を変更することに係るものを除く。)、法第三十條の四十六の規定による届出及び法第三十條の四十七の規定による届出(第三号に掲げる届出を除く。)

二 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した旨

ロ その者が属することとなった世帯に既に後期高齢者医療の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その被保険者に係る被保険者番号(高齢者の医療の確保に関する法律第六十一條の二第一項に規定する被保険者番号をいう。以下この条において同じ。)

二 転居届、転出届及び世帯変更届 その者に係る被保険者番号

三 法第三十條の四十七の規定による届出(当該届出をする者が中長期在留者等となる前から引き続き後期高齢者医療の被保険者の資格を有する場合に限る。)

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した年月日

ロ その者に係る被保険者番号

第二十七條の三 法第二十八條の三に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 転入届、法第三十條の四十六の規定による届出及び法第三十條の四十七の規定による届出(第三号に掲げる届出を除く。)

二 転居届、転出届及び世帯変更届 介護保険の被保険者証(介護保険法第十二條第三項の被保険者証をいう。次号ロ及び第三十條において同じ。)

三 法第三十條の四十七の規定による届出(当該届出をする者が中長期在留者等となる前から引き続き介護保険の被保険者の資格を有する場合に限る。)

イ 介護保険の被保険者番号

ロ 介護保険の被保険者証の番号

二 転居届、転出届及び世帯変更届 介護保険の被保険者証(介護保険法第十二條第三項の被保険者証をいう。次号ロ及び第三十條において同じ。)

三 法第三十條の四十七の規定による届出(当該届出をする者が中長期在留者等となる前から引き続き介護保険の被保険者の資格を有する場合に限る。)

イ 介護保険の被保険者番号

ロ 介護保険の被保険者証の番号

第二十八條 法第二十九條に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 転入届及び法第三十條の四十六の規定による届出 次に掲げる事項

イ 前住所地から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二條第一項第七号に規定する者又は第三十條の四十六の規定による届出を行う者である場合には、基礎年金番号

ロ 転入により国民年金の被保険者の種別に変更があつた者にあつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二條第一項第七号に規定する者又は第三十條の四十六の規定による届出を行う者である場合には、基礎年金番号

ハ 転入により国民年金の被保険者となつた者にあつては、国民年金の被保険者の種別並びにその者が前に国民年金の被保険者であつたことがある者である場合には、基礎年金番号及び国民年金の被保険者でなかつた間に氏名の変更があつたときは、最後に国民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名

二 転居届及び転出届 国民年金の被保険者である旨

三 法第三十條の四十七の規定による届出 次に掲げる事項

イ 中長期在留者等となる前から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

ロ 中長期在留者等となつたことにより国民年金の被保険者の種別に変更があつた者に

あつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

ハ 中長期在留者等となつた者にあつては、国民年金の被保険者の種別並びにその者が前に国民年金の被保険者であつたことがある者である場合には、基礎年金番号及び国民年金の被保険者でなかつた間に氏名の変更があつたときは、最後に国民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名

二 転居届及び転出届 国民年金の被保険者である旨

三 法第三十條の四十七の規定による届出 次に掲げる事項

あつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

ハ 中長期在留者等となつた者にあつては、国民年金の被保険者の種別並びにその者が前に国民年金の被保険者であつたことがある者である場合には、基礎年金番号及び国民年金の被保険者でなかつた間に氏名の変更があつたときは、最後に国民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名

二 転居届及び転出届 国民年金の被保険者である旨

三 法第三十條の四十七の規定による届出 次に掲げる事項

イ 中長期在留者等となる前から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二條第一項第七号に規定する者又は第三十條の四十六の規定による届出を行う者である場合には、基礎年金番号

ロ 転入により国民年金の被保険者の種別に変更があつた者にあつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二條第一項第七号に規定する者又は第三十條の四十六の規定による届出を行う者である場合には、基礎年金番号

ハ 転入により国民年金の被保険者となつた者にあつては、国民年金の被保険者の種別並びにその者が前に国民年金の被保険者であつたことがある者である場合には、基礎年金番号及び国民年金の被保険者でなかつた間に氏名の変更があつたときは、最後に国民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名

二 転居届及び転出届 国民年金の被保険者である旨

三 法第三十條の四十七の規定による届出 次に掲げる事項

イ 中長期在留者等となる前から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二條第一項第七号に規定する者又は第三十條の四十六の規定による届出を行う者である場合には、基礎年金番号

ロ 転入により国民年金の被保険者の種別に変更があつた者にあつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二條第一項第七号に規定する者又は第三十條の四十六の規定による届出を行う者である場合には、基礎年金番号

ハ 転入により国民年金の被保険者となつた者にあつては、国民年金の被保険者の種別並びにその者が前に国民年金の被保険者であつたことがある者である場合には、基礎年金番号及び国民年金の被保険者でなかつた間に氏名の変更があつたときは、最後に国民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名

二 転居届及び転出届 国民年金の被保険者である旨

三 法第三十條の四十七の規定による届出 次に掲げる事項

イ 中長期在留者等となる前から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

ロ 中長期在留者等となつたことにより国民年金の被保険者の種別に変更があつた者に

あつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

た旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知しなければならない。

第三十條の三 法第三十條の四第一項の規定により住民票コードの記載の変更の請求をしようとする者は、同条第二項に規定する変更請求書を提出する際に、個人番号カード又は総務省令で定める書類を提示しなければならない。

第三十條の四 市町村長は、住民票に住民票コードに係る誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、当該事実を確認して、職権で、当該住民票の記載の修正をしなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により住民票の記載の修正をしたときは、速やかに、当該記載の修正に係る者に対し、住民票コードに係る記載の修正をした旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知しなければならない。

第三十條の五 法第三十條の六第一項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 住民票の記載を行った場合 住民票の記載を行った旨並びに転入その他の総務省令で定める記載の事由及びその事由が生じた年月日

二 住民票の削除を行った場合 住民票の削除を行った旨並びに転出その他の総務省令で定める削除の事由及びその事由が生じた年月日(転出届に基づき住民票の削除を行った場合にあつては、転出の予定年月日)

三 法第七條第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)の全部又は一部については、記載の修正を行った場合 住民票の記載の修正を行った旨並びに転居その他の総務省令で定める記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日

四 法第七條第八号の二に掲げる事項についての記載の修正を行った場合 住民票の記載の修正を行った旨、個人番号の変更請求その他の総務省令で定める記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日並びに当該住民票の記載の修正前に記載されていた個人番号(当該住民票に個人番号が記載されていなかった場合を除く。)

2 市町村長は、前項の規定により新たな住民票コードを記載したときは、速やかに、当該記載に係る者に対し、新たな住民票コードを記載し

た旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知しなければならない。

第三十條の三 法第三十條の四第一項の規定により住民票コードの記載の変更の請求をしようとする者は、同条第二項に規定する変更請求書を提出する際に、個人番号カード又は総務省令で定める書類を提示しなければならない。

第三十條の四 市町村長は、住民票に住民票コードに係る誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、当該事実を確認して、職権で、当該住民票の記載の修正をしなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により住民票の記載の修正をしたときは、速やかに、当該記載の修正に係る者に対し、住民票コードに係る記載の修正をした旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知しなければならない。

第三十條の五 法第三十條の六第一項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 住民票の記載を行った場合 住民票の記載を行った旨並びに転入その他の総務省令で定める記載の事由及びその事由が生じた年月日

二 住民票の削除を行った場合 住民票の削除を行った旨並びに転出その他の総務省令で定める削除の事由及びその事由が生じた年月日(転出届に基づき住民票の削除を行った場合にあつては、転出の予定年月日)

五 法第七条第十三号に掲げる事項についての記載の修正を行った場合、住民票の記載の修正を行った旨、総務省令で定める記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日並びに当該住民票の記載の修正前に記載されていた住民票コード（当該住民票に住民票コードが記載されていなかった場合を除く。）

（都道府県における本人確認情報の保存期間）
第三十条の六 法第三十条の六第三項に規定する政令で定める期間、次の各号に掲げる同条第一項に規定する本人確認情報（以下この条、次条及び第三十四条第三項において「本人確認情報」という。）の区分に応じ、当該本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間とする。

- 一 住民票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された本人確認情報 当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知を受けた日から起算して百五十年を経過する日
- 二 住民票の削除が行われたことにより通知された本人確認情報 当該本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

（機構における本人確認情報の保存期間）
第三十条の七 法第三十条の七第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる本人確認情報の区分に応じ、当該本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間とする。

- 一 住民票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された本人確認情報 当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知を受けた日から起算して百五十年を経過する日
- 二 住民票の削除が行われたことにより通知された本人確認情報 当該本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

（国の機関等への本人確認情報の提供方法）
第三十条の八 機構が行う法第三十条の九の規定による同条に規定する機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの（以下この章において「特定機構保存本人確認情報」という。）の法列表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人（以下この条において「国の機関等」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて

て国の機関等の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法
 二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを国の機関等に送付する方法
 （デジタル庁への住民票コードの提供方法）
第三十条の八の二 機構が行う法第三十条の九の第二項の規定による住民票コードのデジタル庁への提供については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第五十五号。以下この条において「番号利用法施行令」という。）第二十七条第三項及び第四項（これらの規定を番号利用法施行令第二十九条の二において準用する場合を含む。）次項において同じ。）に定めるところによる。

2 機構が行う法第三十条の九の第二項の規定による修正前及び修正後の住民票コードのデジタル庁への提供については、番号利用法施行令第二十七条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「情報照会者等から第一項の規定による通知を受けた」とあるのは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第五十五号）第二十七条第三項の規定により内閣総理大臣に通知した同条第一項の特定の個人に係る住民票コードが記載された住民票について、当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知った」と、同項の取得番号及び同項の特定の個人に係る住民票に記載された」とあるのは、「当該特定の個人に係る修正前及び修正後の」と読み替えるものとする。

（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）
第三十条の九 機構が行う法第三十条の十第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存本人確認情報の通知都道府県（同項に規定する通知都道府県をいう。次条及び第三十条の十一において同じ。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この条において「区域内の市町村の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電

子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法
 二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを区域内の市町村の執行機関に送付する方法
 （通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法）
第三十条の十 機構が行う法第三十条の十一第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存本人確認情報の通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関（以下この条において「他の都道府県の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の都道府県の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法
- 二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを他の都道府県の執行機関に送付する方法

（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）
第三十条の十一 機構が行う法第三十条の十二第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存本人確認情報の通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この条において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の都道府県の区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法
- 二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを他の都道府県の区域内の市町村の執行機関に送付する方法
 （都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法）
第三十条の十二 都道府県知事が行う法第三十条の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）の

規定による法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの（以下この条において「特定都道府県知事保存本人確認情報」という。）の都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関（以下この条において「都道府県知事以外の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法
- 二 総務省令で定めるところにより、都道府県知事から特定都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県知事以外の執行機関に送付する方法

第六章 氏に変更があつた者に関する特例
 （氏に変更があつた者に係る住民票の記載事項の特例）
第三十条の十三 氏に変更があつた者に係る住民票の法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、第六条の二に定めるものほか、その者が次条第一項又は第三項の規定により住民票への記載を請求した一の旧氏（その者が過去に称していた氏であつて、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。同条において同じ。）とする。

（氏に変更があつた者の旧氏の住民票への記載等）
第三十条の十四 氏に変更があつた者（住民票に旧氏の記載がされている者（以下この条において「旧氏記載者」という。）を除く。）は、住民票に旧氏の記載を求めようとするときは、住民票に記載を求めた旧氏その他総務省令で定める事項を記載した請求書に当該旧氏がその者の旧氏であることを証する戸籍謄本等（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。）その他総務省令で定める書面を添付して、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（同項及び第四項において「住所市町村長」という。）に提出しなければならない。この場合において、その者に係る住民票に旧氏の記載がされたことがあるときは、その者に係る住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日以後に称していた旧氏

に限り、住民票に旧氏の記載を求めることができ
る。

2 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、氏に変更があつた者に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める旧氏をその者に係る住民票に記載をしなければならない。

一 氏に変更があつた者がその者の旧氏が記載された転出証明書を添えて転入届をした場合
合 当該旧氏

二 氏に変更があつた者が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、法第二十四条の二第四項の規定によりその者の旧氏が通知されたとき
合 当該旧氏

3 旧氏記載者は、氏に変更があつた場合には、当該旧氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏を当該変更の直前に称していた旧氏に変更することを求めることができる。この場合において、当該旧氏その他総務省令で定める事項を記載した請求書に氏に変更があつたこと及び当該旧氏を当該変更の直前に称していたことを証する戸籍簿本等その他総務省令で定める書面を添付して、住所地市町村長に提出しなければならない。

4 旧氏記載者は、当該旧氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏の削除を求めようとするときは、住所地市町村長に、その削除を求め旨その他総務省令で定める事項を記載した請求書を提出しなければならない。

5 法第二十七条第二項及び第三項の規定は、第一項及び前二項の請求について準用する。

6 旧氏記載者に係る法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

Table with 2 columns: 旧氏記載者に係る法及びこの政令の規定の適用 (Old name registrars), and replacement text. Row 1: 第三十号 三号ま (Article 30, Paragraph 3) replaced by 第三号 三号ま (Article 3, Paragraph 3).

Table with 2 columns: 旧氏記載者に係る法及びこの政令の規定の適用 (Old name registrars), and replacement text. Row 1: 第三十号 三号ま (Article 30, Paragraph 3) replaced by 第三号 三号ま (Article 3, Paragraph 3).

一 号から第三号まで
氏名又は旧氏及び名

法第十二条第三号
事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）

法第十二条第二項
又は旧氏及び名並びに

法第十二条第四項
事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）

法第十二条第三号
事項（同号に掲げる事項及び旧氏並びに

法第十二条及び
又は旧氏及び名並びに

法第十二条第三号
事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）

法第三十号 三号ま
事項（同号に掲げる事項及び旧氏並びに

法第十五条の三
事項（同号に掲げる事項及び旧氏（第三

法第十五条の三
事項（同号に掲げる事項及び旧氏（第三

法第十五条の三
事項（同号に掲げる事項及び旧氏（第三

法第十五条の三
事項（同号に掲げる事項及び旧氏（第三

法第十五条の三
事項（同号に掲げる事項及び旧氏（第三

法第十五条の三
事項（同号に掲げる事項及び旧氏（第三

7 氏に変更があつた者に係る除票に旧氏の記載（法第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録。第三十条の十六第八項において同じ。）がされている場合における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条の四第五項氏
氏名又は旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和

第十二条第二項第三号
事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）

第十五条の四第五項
事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）

第十五条の四第五項
事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）

第十五条の四第五項
事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）

第十五条の四第五項
事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）

第十五条の四第五項
事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）

第十五条の四第五項
事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）

第十五条の四第五項
事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）

第十五条の四第五項
事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）

第十五条の四第五項
事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）

第十五条の四第五項
事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）

第十五条の四第五項
事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）

第十五条の四第五項
事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）

第七節 外国人住民に関する特例
（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）
第三十条の十五 外国人住民に係る住民票の法第七條第十四号に規定する政令で定める事項は、第六條の二に定めるもののほか、次に掲げる事項とする。
一 次条第一項に規定する通称
二 第三十条の十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事項
（外国人住民の通称の住民票への記載等）
第三十条の十六 外国人住民は、住民票に通称（氏名以外の呼称であつて、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載をすることが必要であると認められるものをいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）の記載を求めようとするときは、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この条及び同項において「住所地市町村長」とい

という。）に、通称として記載を求めるといふ呼称その他総務省令で定める事項を記載した申出書を出すとともに、当該呼称が居住関係の公証のために住民票に記載がされる必要があることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

2 住所地市町村長は、前項の規定による申出書の提出があつた場合において、同項に規定する当該呼称を住民票に記載をすることが居住関係の公証のために必要であると認められるときは、これを当該外国人住民に係る住民票に通称として記載をしなければならない。

3 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をしようとするときは、当該各号に定める通称を当該外国人住民に係る住民票に記載をしなければならない。

一 外国人住民が当該外国人住民の通称が記載された転出証明書を添えて転入届をした場合
合 当該通称

二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、法第二十四条の二第四項の規定により当該外国人住民の通称が通知されたとき
合 当該通称

4 外国人住民は、当該外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称が記載がされている場合において、当該通称の削除を求めようとするときは、住所地市町村長に、その削除を求め旨その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出しなければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該通称を削除しなければならない。

5 住所地市町村長は、外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称の記載がされている場合において、当該通称を住民票に記載をしようとするときは、居住関係の公証のために必要であると認められなくなつたときは、当該通称を削除するとともに、その旨を当該削除に係る外国人住民に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき外国人住民の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

6 法第二十七條第二項及び第三項の規定は、第一項及び第四項の申出について準用する。

7 外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合における法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同

Table with 2 columns: 外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合における法及びこの政令の規定の適用 (Application of laws to foreign residents with nicknames), and replacement text. Row 1: 第三十号 三号ま (Article 30, Paragraph 3) replaced by 第三号 三号ま (Article 3, Paragraph 3).

子計算機から電気通信回線を通じて出入国在留管理庁長官が市町村長に使用させる電子計算機に送信する方法その他の総務省令・法務省令で定める方法により行うものとする。
 (外国人住民についての適用の特例)
第三十条の二十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第二項	第十二条第二項若しくは第三項第一項の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九條第二	第十二条第二項若しくは第三項の四十五に規定する国籍等又は同条の表の下欄
第十五条第三項	第十五条第三項若しくは第十三号に掲げる事項、法第三十條の四十五に規定する国籍等又は同条の表の下欄	第十五条第三項若しくは第十三号に掲げる事項、法第三十條の四十五に規定する国籍等又は同条の表の下欄
第十五条第四項	第十五条第四項若しくは第十三号に掲げる事項並びに法第三十條(同条第四号、 外国人住民 となつた年月日第八号の二)(法第七條第四号、第八号は第十三号)の二若しくは第十三号に掲げる事項、法第三十條の四十五に規定する国籍等又は同条の表の下欄	第十五条第四項若しくは第十三号に掲げる事項並びに法第三十條(同条第四号、 外国人住民 となつた年月日第八号の二)(法第七條第四号、第八号は第十三号)の二若しくは第十三号に掲げる事項、法第三十條の四十五に規定する国籍等又は同条の表の下欄
第二十条第二項及び第三号	第二十条第二項及び第三号に規定する国籍等及び同条の表の下欄	第二十条第二項及び第三号に規定する国籍等及び同条の表の下欄
第二十条第三号	第二十条第三号に規定する国籍等及び同条の表の下欄	第二十条第三号に規定する国籍等及び同条の表の下欄
第三十條第一号	第三十條第一号に規定する国籍等及び同条の表の下欄	第三十條第一号に規定する国籍等及び同条の表の下欄
第三十條第二号	第三十條第二号に規定する国籍等及び同条の表の下欄	第三十條第二号に規定する国籍等及び同条の表の下欄

第三十條 住民票の記載外国人住民に係る住民票の五の修正を行つた旨の記載の修正を行つた旨から第五号まで

第八章 雑則

(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)
第三十一条 法第三十八條第一項に規定する政令で定める法の規定は、法第六條第一項、第七條第八号、第九條第一項、第十條、第十條の二、第十一條第三項、第十一條の二第三項、第四項及び第八項から第十二項まで、第十二條第三項から第六項まで、第十二條の二第三項及び第四項、第十二條の三第五項から第八項まで、第十五條第二項及び第三項、第十五條の二第一項、第十五條の三、第十五條の四第二項から第四項まで、第十六條第一項、第十七條の二第二項、第十九條第一項から第三項まで、第十九條の二、第二十一條第一項、第二十一條の三第二項から第四項まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十五條、第二十七條第二項及び第三項、第三十條の三第一項及び第三項、第三十條の四第三項及び第四項、第三十條の四十五から第三十條の四十八まで並びに第三十四條並びに附則第四條第一項とする。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下この項及び次条において「指定都市」という。)について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十條第一項	市町村長	市長及び区長(総合区長を含む。以下同じ。)
第九條第二項	市町村長	市町村長(指定都市にあつては、区長)
第九條第三項	市町村の住民	市町村の住民(指定都市にあつては、区(総合区を含む。以下同じ。))の区域内に住所を有するその区の属する市の住民)
第十一條第一項	市町村長	区長

市町村が備える住民基本台帳

市町村が備える住民基本台帳

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村が備える住民基本台帳

市町村が備える住民基本台帳

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

市町村の市町

第三十條の市町村長	市長又は区長
第三十七條一	
第三十條の市町村長、第三十八條一	市長若しくは区長、
第三十條の住民基本台帳を備える市町村の市長	市長又は区長
第三十二條 市町村長	市長又は区長
第三十六條 市町村長	市長又は区長
第三十六條 市町村長	市長及び区長
第三十六條 市町村長	市長又は区長
第三十六條 市町村長	市長又は区長
第三十六條 市町村長	市長又は区長
第三十六條 市町村長	市長又は区長
第三十六條 市町村長	市長又は区長

第三十條の十の市町村長	第三十條の十の市町村長（指定都市に於ては、当該住民基本台帳を作成した区長）
第三十條の十の市町村名及及び区名	第三十條の十の市町村名及及び区名（総合区（特別区にあつては、並ぶに）及び同）
第三十條の十の市町村名及及び区名	第三十條の十の市町村名及及び区名（総合区（特別区にあつては、並ぶに）及び同）
第三十條の十の市町村名及及び区名	第三十條の十の市町村名及及び区名（総合区（特別区にあつては、並ぶに）及び同）
第三十條の十の市町村名及及び区名	第三十條の十の市町村名及及び区名（総合区（特別区にあつては、並ぶに）及び同）
第三十條の十の市町村名及及び区名	第三十條の十の市町村名及及び区名（総合区（特別区にあつては、並ぶに）及び同）
第三十條の十の市町村名及及び区名	第三十條の十の市町村名及及び区名（総合区（特別区にあつては、並ぶに）及び同）
第三十條の十の市町村名及及び区名	第三十條の十の市町村名及及び区名（総合区（特別区にあつては、並ぶに）及び同）
第三十條の十の市町村名及及び区名	第三十條の十の市町村名及及び区名（総合区（特別区にあつては、並ぶに）及び同）
第三十條の十の市町村名及及び区名	第三十條の十の市町村名及及び区名（総合区（特別区にあつては、並ぶに）及び同）

第三十二條 指定都市においては、第六條の二から第十二條まで、第十三條第一項及び第二項、第十三條の二、第十四條、第十六條第一項、第十八條から第二十二條まで、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第三十條の二、第三十條の四、第三十條の十四、第二項、第三十條の十六、第三十條の十七、第二項、第三十條の十八、第三十條の十九並びに第三十四條第一項並びに附則第三條、第五條及び第六條の規定中市又は市長に関する規定は、それぞれその市の区及び総合区又は区長及び総合区長に適用する。

指定都市についてはこの政令の規定を適用する場合に、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三條第三項	市町村長	区長（総合区長を含む。以下同じ。）
都道府県知事	都道府県知事	当該区（総合区を含む。）の属する市の市長を經由して、都道府県知事に
第十五條及び第十六條第二項	市町村長	区長

第三十三條 法第三十九條に規定する政令で定める者は、戸籍法の適用を受けない者とする。

第三十四條 市町村長は、除票又は戸籍の附票の除票を、これらに係る住民票又は戸籍の附票を消滅し、又は改製した日から百五十年間保存するものとする。

市町村長は、法第三十條の六第一項の規定により通知した本人確認情報を、総務省令で定めるところにより磁気ディスクに記録し、これを次の各号に掲げる本人確認情報の区分に応じ、当該本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間保存するものとする。

一 住民票の記載又は記載の修正を行ったことにより通知した本人確認情報 当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知をした日から起算して百五十年を経過する日

二 住民票の消滅を行ったことにより通知した本人確認情報 当該本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

法及びこの政令に基づく届出書、通知書その他の書類は、その受理された日から一年間保存するものとする。

（総務省令への委任）

第三十五條 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のために必要な手続その他の事項は、総務省令で定める。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十二年十一月十日から施行する。

（住民登録法施行令の廃止）

第二条 住民登録法施行令（昭和二十七年政令第二百二十三号）は、廃止する。

附則（昭和四四年三月二十七日政令第三五号）

この政令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附則（昭和四四年五月二六日政令第一八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十四年七月二十日から施行する。

附則（昭和四六年九月四日政令第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十七年一月一日から施行する。

附則（昭和五三年七月五日政令第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五六年二月二日政令第三四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、食糧管理法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第八十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十七年一月十五日）から施行する。

附則（昭和五八年二月一〇日政令第二四四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五九年九月七日政令第二六八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年十月一日）から施行する。

附則（昭和六〇年二月一三日政令第三一〇号）

この政令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七十六号）の施行の日（昭和六十一年六月一日）から施行する。

附則（昭和六一年三月二八日政令第五三三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（住民基本台帳法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）第一条の規定による改正前の国民年金法による被保険者であつたことのある者については、第十三條の規定による改正後の住民基本台帳法施行令第二十八條第一号ハ中「国民年金の被保険者であつた」とあるのは、「国民年金の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）第一条の規定による改正前の国民年金法による被保険者を含む。以下この条において同じ。）であつた」とする。

改正前の国民年金法による被保険者であつたことのある者については、第十三條の規定による改正後の住民基本台帳法施行令第二十八條第一号ハ中「国民年金の被保険者であつた」とあるのは、「国民年金の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）第一条の規定による改正前の国民年金法による被保険者を含む。以下この条において同じ。）であつた」とする。

附則（昭和六一年二月二六日政令第三八五号）

この政令は、昭和六十二年一月一日から施行する。

附則（平成六年九月一九日政令第三〇三三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附則（平成六年一〇月七日政令第三三五四号）

この政令は、戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日（平成六年十二月一日）から施行する。

附則（平成一〇年二月一日政令第三八八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十一年五月一日から施行する。

附則（平成一一年九月三日政令第二六二二号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇四号） 抄

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一三年八月一五日政令第二七三三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二條第二項及び第三項を削る改正規定、第六條の二の改正規定（同条の見出しを改める部分、「第七條第十三号」を「第七條第十四号」に改める部分及び「第十二條第一項の

例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。）の施行の日

二 第十二条第二項第三号、第十五条の三第二項及び第三十条の改正規定並びに附則第二項から第七条まで及び附則第十一条の規定公布の日

三 次条及び附則第七条の二の規定 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第四号）の施行の日

（改正法附則第三条第一項の政令で定める日）
第一条の二 改正法附則第三条第一項の政令で定める日は、平成二十四年五月七日とする。

（仮住民票の磁気ディスクによる調製）
第二条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、改正法附則第三条第一項に規定する仮住民票（以下「仮住民票」という。）を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製することができる。この場合においては、この政令による改正後の住民基本台帳法施行令（以下「新令」という。）第二条の規定を準用する。

（仮住民票の記載事項）
第三条 市町村長が改正法附則第三条第一項又は第二項の規定により仮住民票を作成する場合には、改正法による改正後の住民基本台帳法（以下「新法」という。）第三十条の四十五の表中「入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号」とあるのは、「入管法第二条の二第一項に規定する在留資格、同条第三項に規定する在留期間及びその満了の日並びに外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四条第一項第一号に規定する登録番号」と、「入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号」とあるのは、「外国人登録法第四条第一項第一号に規定する登録番号」とする。

（仮住民票の消滅）
第四条 市町村長は、改正法附則第三条第一項の政令で定める日（以下「基準日」という。）後附則第一条第一号に定める日（以下「第一号施行日」という。）の前日までの間に、仮住民票の作成の対象とされた者が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、その仮住民票を消滅しなければならぬ。

（仮住民票の記載の修正）
第五条 市町村長は、基準日後第一号施行日の前日までの間に、仮住民票に記載されている事項に変更があつたときは、その仮住民票の記載の修正をしなければならない。

（仮住民票の記載事項に係る調査）
第六条 市町村長は、仮住民票の記載、消滅又は記載の修正に際し、必要があると認めるときは、仮住民票に記載される事項について調査をすることができ、
2 前項の場合においては、新法第三十四条第三項及び第四項の規定を準用する。

（仮住民票に記載されている事項の安全確保）
第七条 市町村長は、仮住民票に関する事務の処理に当たっては、仮住民票に記載されている事項の漏えい、滅失及びびき損の防止その他の仮住民票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、市町村長から仮住民票に関する事務の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（改正法附則第九条の政令で定める日）
第七条の二 改正法附則第九条の政令で定める日は、平成二十五年七月七日とする。

（外国人住民に係る住民基本台帳カードの有効期間の特例に関する経過措置）
第八条 入管法等改正法附則第十五条第一項の規定により在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下この条において同じ。）とみなされている外国人登録証明書（入管法等改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に規定する外国人登録証明書をいう。）は、在留カードとみなして、新令第三十条の三十の規定を適用する。

（外国人住民に係る住民票コードの記載に関する経過措置）
第九条 市町村長は、改正法附則第九条の政令で定める日の翌日（以下「適用日」という。）に、現に住民基本台帳に記載されている外国人住民（新法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）であつて適用日前に新法第二十四条の規定による届出（以下この条にお

いて「転出届」という。）をし、かつ、当該転出届に記載された転出の予定年月日が適用日以後である者以外の者に係る住民票に新法第三十条の七第一項の規定により都道府県知事から指定された新法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下この条において「住民票コード」という。）のうちから選択するいずれかの住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

2 市町村長は、新たにその市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）の住民基本台帳に記載されるべき外国人住民につき住民票の記載をする場合において、その者が適用日前に他の市町村の住民基本台帳に記載されていた者であつて適用日以後当該住民票の記載をする時までの間にいずれかの市町村においても住民基本台帳に記載されていなかったもの又は前項に規定する適用日前に転出届をし、かつ、当該転出届に記載された転出の予定年月日が適用日以後である者であるときは、その者に係る住民票に住民基本台帳法第三十条の二第一項の規定により地方公共団体情報システム機構から指定された住民票コードのうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の人に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

3 前二項の場合においては、住民基本台帳法第三十条の三第三項の規定を準用する。

（住所を変更した外国人住民に係る市町村長の通知に関する規定の適用の特例）
第十条 外国人住民については、適用日の前日までは、新令第十三条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

（指定都市の特例）
第十一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する附則第二条から第七条まで及び第九条の規定の適用については、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。

附則（平成二十三年三月三十一日政令第九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二三年九月三〇日政令第三〇八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二四年一月二〇日政令第四号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年三月三十一日政令第一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二七年一月一五日政令第四号）
（施行期日）
第一条 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）
第二条 第一条の規定による改正前の住民基本台帳法施行令（以下この条において「旧令」という。）第三十条の二十四第六項の規定に基づき委任都道府県知事（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（次条において「番号利用法整備法」という。）第十六条の規定による改正前の住民基本台帳法（以下この条及び次条第三項において「旧法」という。）第三十条の十第三項に規定する委任都道府県知事をいう。）が指定情報処理機関（旧法第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関をいう。）に通知した旧令第三十条の二十四第一項から第四項までの規定による都道府県知事に対する通知に係る事項は、第一条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令第三十条の二十四第六項の規定に基づき都道府県知事が地方公共団体情報システム機構に通知した同条第一項から第四項までの規定による都道府県知事に対する通知に係る事項とみなす。

（指定都市の特例）
第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項及び第三項において「指定都市」という。）に対する番号利用法整備法第十七条第二項の規定の適用については、区長及び総合区長を市長とみなす。

2 指定都市に対する番号利用法整備法第十八条第四項の規定の適用については、同項の表上欄

を市長とみなす。

中「市町村長若しくは」とあるのは、「市長若しくは区長若しくは総合区長若しくは」とする。

3 指定都市に対する前項の規定により読み替えられた番号利用法整備法第十八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第三十条の第三十一第二項の規定の適用については、同項中「市町村長」とあるのは、「市長若しくは区長若しくは総合区長」とする。

附則（平成二十七年一月三〇日政令第三〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二十七年三月二七日政令第九七号）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年八月二八日政令第三〇一号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第二項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条の規定並びに附則第七条、第八条及び第十号の規定並びに附則第十一条の規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「番号利用法整備法」という。）第十七条第二項及び第十八条第四項に係る部分に限る。）番号利用法の施行の日（平成二十七年十月五日）

二 第一条中住民基本台帳法施行令第三十条の八の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定（番号利用法整備法第二十二條第一項に係る部分に限る。）及び附則第十一条の規定（番号利用法整備法第二十二條第二項及び第四項から第六項までに係る部分に限る。）番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

（住民基本台帳カードに関する経過措置）
第二条 番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合に

おける住民基本台帳カード（この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に番号利用法整備法第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「第三号旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。次項及び附則第九条において同じ。）に係る第一条の規定による改正前の住民基本台帳法施行令（以下この項において「旧住民基本台帳法施行令」という。）第三十条の二十及び第三十条の二十一第二項の規定の適用については、旧住民基本台帳法施行令第三十条の二十中「次に掲げる」とあるのは「次に掲げる場合又は住民基本台帳カードの交付を受けている者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第二項において「番号利用法」という。）第十七条第一項の規定により番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（次条第二項において「個人番号カード」という。）の交付を受けた」と、旧住民基本台帳法施行令第三十条の二十一第二項中「又は前項各号」とあるのは「前項各号」と、「該当する」とあるのは「該当する場合又は番号利用法第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受けた」と、「同項第二号」とあるのは「前項第二号」とする。

2 住民基本台帳カードは、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた第三号旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（附則第九条において「個人番号カード」という。）とみなして、第一条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令（次条第一項及び附則第四条第一項において「新住民基本台帳法施行令」という。）の規定を適用する。

（住民票コードの提供に関する経過措置）
第三条 施行日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）の前日までの間に住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人（第三号旧住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げられていた国の機関又は法人に限るものとし、当該国の機関又は法人のうち施行日以後に名称を変更したものを含む。）から番号利用法

整備法第十九条の規定による改正後の住民基本台帳法（以下この条及び附則第五条において「第三号新住民基本台帳法」という。）第三十条の九に規定する求めがあった場合における新住民基本台帳法施行令第三十条の八の規定の適用については、同条中「のうち住民票コード以外のも」（以下この章において「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「（以下この条において「特定機構保存本人確認情報」と、同条各号中「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報」とする。）

2 施行日から第二号施行日の前日までの間に住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げる市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）その他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第三号新住民基本台帳法第三十条の十第一項第一号に規定する求めがあった場合における住民基本台帳法施行令第三十条の九の規定の適用については、同条中「第一号及び第二号」とあるのは「第一号」と、「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「第一号」と、「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報」という。）の」と、同条各号中「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報」とする。

3 施行日から第二号施行日の前日までの間に住民基本台帳法別表第三の上欄に掲げる都道府県知事その他の都道府県の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第三の上欄に掲げられていた都道府県知事その他の都道府県の執行機関に限る。）から第三号新住民基本台帳法第三十条の十一第一項第一号に規定する求めがあった場合における住民基本台帳法施行令第三十条の十の規定の適用については、同条中「第一号及び第二号」とあるのは「第一号」と、「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（以下この条において「機構保存本人確認情報」という。）の」と、同条各号中「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報」とする。

台帳法別表第四の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第三号新住民基本台帳法第三十条の十二第一項第一号に規定する求めがあった場合における住民基本台帳法施行令第三十条の十一の規定の適用については、同条中「第一号及び第二号」とあるのは「第一号」と、「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（以下この条において「機構保存本人確認情報」という。）の」と、同条各号中「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報」とする。

4 施行日から第二号施行日の前日までの間に住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第三号新住民基本台帳法第三十条の十三第一項第一号に規定する求めがあった場合における住民基本台帳法施行令第三十条の十一の規定の適用については、同条中「第一号及び第二号」とあるのは「第一号」と、「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（以下この条において「機構保存本人確認情報」という。）の」と、同条各号中「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報」とする。

2 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十第一項第一号に規定する求めがあった場合における住民基本台帳法施行令第三十条の九の規定の適用については、同条中「第一号及び第二号」とあるのは「第一号」と、「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（以下この条において「機構保存本人確認情報」という。）の」と、同条各号中「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報」とする。

3 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第三の上欄に掲げる都道府県知事その他の都道府県の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第三

の上欄に掲げられていた都道府県知事その他の都道府県の執行機関に限る。から第四号新住民基本台帳法第三十条の十一第一項第一号に規定する求めがあった場合における住民基本台帳法施行令第三十条の十の規定の適用については、同条中「第一号及び第二号」とあるのは「第一号」と、「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（以下この条において「機構保存本人確認情報」という。）の」と、同条各号中「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報」とする。

4 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十二第一項第一号に規定する求めがあった場合における住民基本台帳法施行令第三十条の十一の規定の適用については、同条中「第一号及び第二号」とあるのは「第一号」と、「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（以下この条において「機構保存本人確認情報」という。）の」と、同条各号中「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報」とする。

第五条 番号利用法整備法第二十条第三項の規定は第三号旧住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げられていた国の機関又は法人で施行日以後に名称を変更したもから第三号新住民基本台帳法第三十条の九に規定する求めがあった場合について、番号利用法整備法第二十二條第一項の規定は同欄に掲げられていた国の機関又は法人で施行日以後に名称を変更したもから第四号新住民基本台帳法第三十条の九に規定する求めがあった場合について、それぞれ準用する。

（特別区の特例）
第十一条 番号利用法整備法第十七條第二項、第十八條第四項、第二十二條第四項及び第六項から第八項まで、第二十二條第二項及び第四項から第六項まで並びに第三十二條第五項の規定の適用については、特別区は市と、特別区の区長は市長とみなす。

附則（平成二十七年一月二六日政令第三九二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置の原則）
第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附則（平成二十七年二月二四日政令第四三五号）
 この政令は、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

附則（平成三〇年三月一六日政令第四九号）抄
（施行期日）
 1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三一年三月一五日政令第三八号）抄
（施行期日）
 1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三一年四月一七日政令第一五二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和元年十一月五日から施行する。

第二条 市町村長（特別区の区長を含む。）がその除票（住民基本台帳法第十五条の二第一項に規定する除票をいう。以下この項において同じ。）に係る住民票を消除し、又は改製した日から起算して五年を経過している除票については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第四條第二項に規定する政令で定める日までの間は、第一条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令第三十条の十四第七項の規定は、適用しない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する前項の規定の適用については、区長及び総合区長を市長とみなす。

附則（令和元年六月一二日政令第二五号）抄
（施行期日）
 1 この政令は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（令和元年六月一二日政令第二六号）
（施行期日）
第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条第一項及び附則第三条第一項において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）
第二条 市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）がその除票（改正法第二条の規定による改正後の住民基本台帳法第十五条の二第一項に規定する除票をいう。以下この項において同じ。）に係る住民票を消除し、又は改製した日から起算して五年を経過している除票については、改正法附則第四条第二項に規定する政令で定める日までの間は、住民基本台帳法施行令第三十条の十六第八項の規定は、適用しない。

2 第一条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令第三十四條第一項の規定は、この政令の施行の日前に市町村長が消除した住民票若しくは住民票を改製した場合における改製前の住民票又は消除した戸籍の附票若しくは戸籍の附票を改製した場合における改製前の戸籍の附票であつて、この政令の施行の際現に市町村長が保存しているものについても適用する。

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）に対する改正法附則第四条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の適用については、区長及び総合区長を市長とみなす。

2 指定都市に対する前条の規定の適用については、区長及び総合区長を市長とみなす。

附則（令和元年二月一三日政令第一八三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに

行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年九月三〇日政令第二九号）
 この政令は、令和二年十月一日から施行する。

附則（令和三年二月一五日政令第二九号）
 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年七月二日政令第一九五号）抄
（施行期日）
 1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。